

はじめに

1 計画策定の趣旨

2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災では、膨大な災害廃棄物が発生し、災害廃棄物の処理は被災地の復旧・復興にとって大きな課題となった。

国は、東日本大震災の経験を踏まえ、市町村等における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針」（以下「国対策指針」という。）を 2014（平成 26）年 3 月に策定し、その後、2016（平成 28）年の熊本地震等を教訓に 2018（平成 30）年 3 月に改定を行った。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が 2015（平成 27）年 7 月に改正され、さらに、廃棄物処理法に基づく基本方針が 2016（平成 28）年 1 月に変更され、一般廃棄物処理計画に災害廃棄物の適正な処理に関する事項を盛り込むこと及び災害廃棄物処理計画を策定すること等が規定された。

また、神奈川県（以下「県」という。）において、「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」が 2017（平成 29）年 3 月に策定された。

本市において、大規模な地震災害や風水害が発生した場合、大量に生じたがれきやごみの処理に十分対応できない事態も想定される。そこで、本市では、大規模な災害時の災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより市民の生活環境を確保し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として、災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

2 計画の位置付けと構成

(1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づく基本方針を基に策定する計画である。

また、上位計画となる逗子市地域防災計画を補完する個別計画として本計画を位置付け、災害時における廃棄物の処理を迅速に安全かつ衛生的に処理することを実現可能とするために策定する。本計画の位置付けを図1-1に示す。

なお、策定に当たっては、国対策指針及び神奈川県災害廃棄物処理計画等を踏まえ作成した。

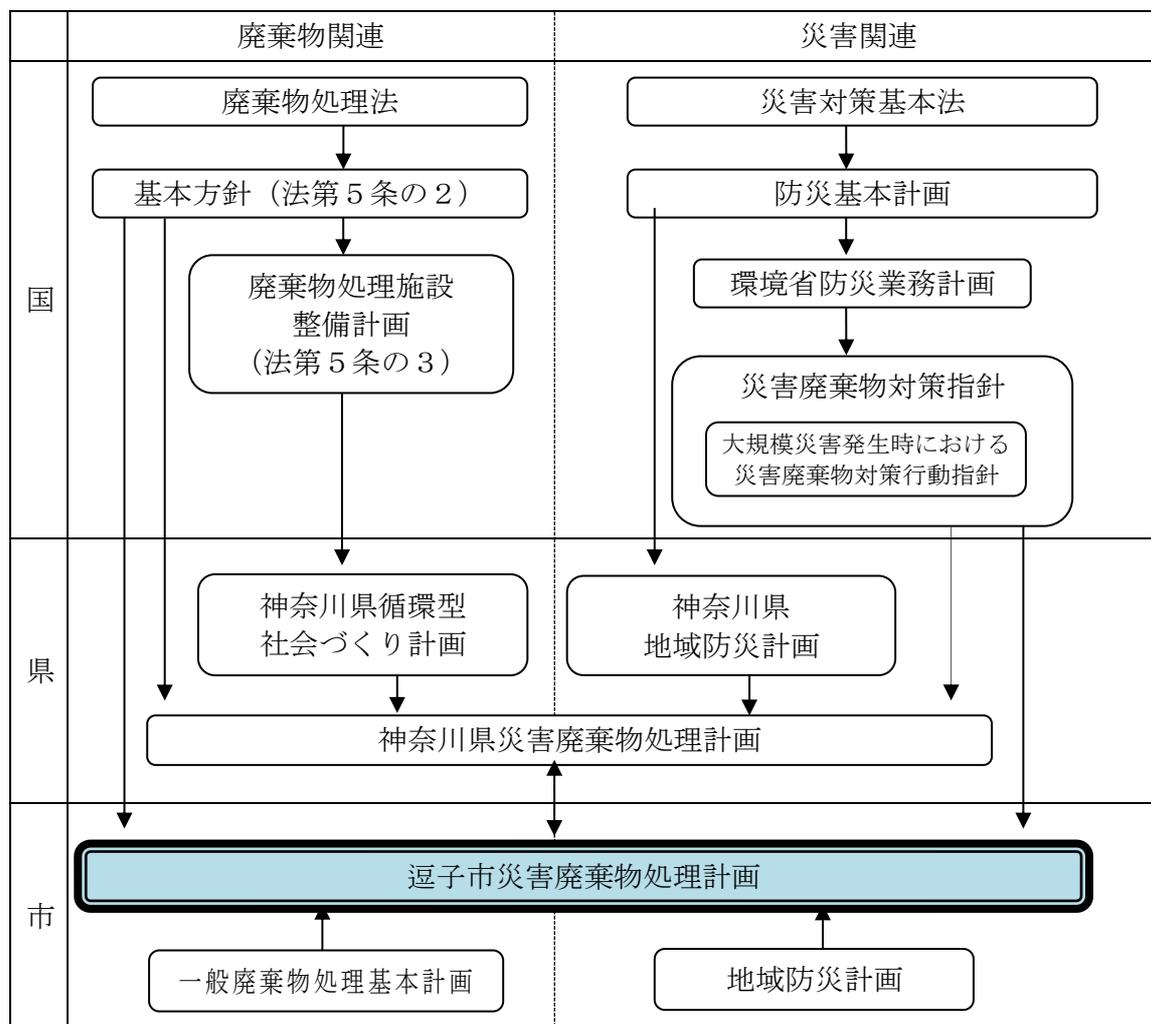


図1-1 本計画の位置付け

(2) 計画の構成

本計画は、「基本的事項」、「平時の備え」、「発災時の対応」の三部構成からなる。